

2016年7月6日
弁護士 原 正雄

NTLO REVIEW 第26回

～数字で見る、改正会社法、コーポレートガバナンス・コードへの対応～

2016年7月4日現在、東証にコーポレート・ガバナンス報告書を提出し、その結果が登録されているのは、3508社である。そのデータに基づき、現在のコーポレート・ガバナンスの状況を検討する。

※ 2016年7月1日現在、東証一部、二部、マザーズ、JASDAQ上場は3517社である。

1. 機関の選択

<u>監査役型</u>	<u>2877社 (82%)</u>
<u>指名委員会型</u>	<u>70社 (2%)</u>
<u>監査等委員会型</u>	<u>561社 (16%)</u>

監査役型は、減少傾向にあるものの、いまだ大多数を占めている。

指名委員会型は、2003年に導入され、直後は順調に増え続けたが、2008年71社をピークに減少傾向となり、2012年には58社にまで減少した。近年、また増加傾向にある。

監査等委員会型は、2015年に導入されたばかりだが、一気に広がり、2016年6月の株主総会でさらに増加した。

2. 独立社外取締役2名以上の選任

<u>全体</u>	<u>1982社 (56%)</u>
<u>監査役型</u>	<u>1416社 (49%)</u>
<u>指名委員会型</u>	<u>64社 (91%)</u>
<u>監査等委員会型</u>	<u>502社 (89%)</u>

監査役型企业の約半数は、1名としている。

コーポレートガバナンス・コードは、原則4-8「独立社外取締役の有効な活用」において、上場会社に対して独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきとしている。

3. 株主総会における権利行使

<u>議決権電子行使プラットフォームの利用</u>	<u>822社 (23%)</u>
<u>招集通知の英訳</u>	<u>902社 (26%)</u>

コーポレートガバナンス・コードは、補充原則1-2「株主総会における権利行使」④において、議決権電子行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳を求めている。

4. 情報開示の充実

<u>報酬額またはその算定方法の決定方針がある</u>	<u>2817社 (80%)</u>
-----------------------------	--------------------

コーポレートガバナンス・コードは、原則3-1「情報開示の充実」において、取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続の開示を求めている。

以上